

令和6年度

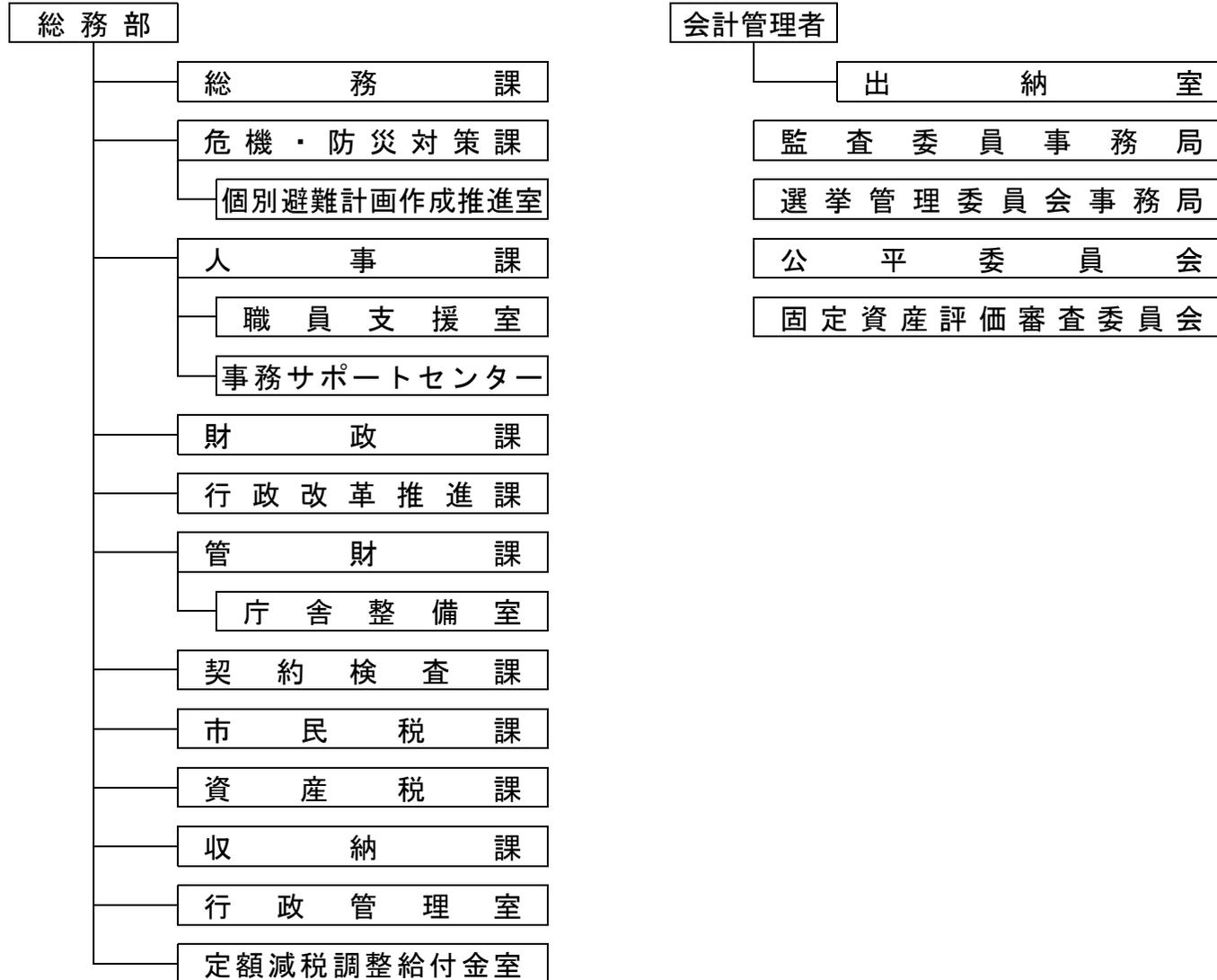
総務常任委員会
資料

総務部・出納室・監査委員事務局・
選挙管理委員会事務局

目次	1. 行政機構図	3 ページ
	2. (1) 総務部	
	① 総務課	4 ページ
	② 危機・防災対策課	9 ページ
	③ 個別避難計画作成推進室	13 ページ
	④ 人事課	15 ページ
	⑤ 職員支援室	19 ページ
	⑥ 事務サポートセンター	22 ページ
	⑦ 財政課	24 ページ
	⑧ 行政改革推進課	31 ページ
	⑨ 管財課	35 ページ
	⑩ 庁舎整備室	43 ページ
	⑪ 契約検査課	46 ページ
	⑫ 市民税課	50 ページ
	⑬ 資産税課	54 ページ
	⑭ 収納課	59 ページ
	⑮ 行政管理室	64 ページ
	⑯ 定額減税調整給付金室	67 ページ
	(2) 出納室	69 ページ
	(3) 監査委員事務局	71 ページ
	(4) 選挙管理委員会事務局	74 ページ

行政機構図

(令和6年4月1日現在)



総務課

1 課の事務概要

(1) 総務係

- ① 市議会に関すること。
- ② 儀式に関すること。
- ③ 行政区域に関すること。
- ④ 市民憲章に関すること。
- ⑤ 漂流物に関すること。
- ⑥ 私学振興に関すること。
- ⑦ 文書の收受及び発送に関すること。
- ⑧ 文書の印刷に関すること。
- ⑨ 公印の管理に関すること。
- ⑩ 市長及び副市長の事務引継に関すること。
- ⑪ 他課等の所管に属さない証明に関すること。
- ⑫ 他課等の所管に属さない事項に関すること。
- ⑬ 市長の特命事項に関すること。
- ⑭ 部内の事務事業に係る調整及び連絡に関すること。
- ⑮ 課の一般庶務に関すること。

(2) 法規係

- ① 市議会議案の審査に関すること。
- ② 規則、訓令等の審査に関すること。

- ③ 法規及び例規の解釈に関すること。
- ④ 訴訟、調停等の総括に関すること。
- ⑤ 条例の公布等に関すること。
- ⑥ 例規集の編集発行に関すること。
- ⑦ 法規関係資料の収集及び保管に関すること。
- ⑧ 公平委員会との連絡調整に関すること。

2 昨年度に実施された調査委託事業等で、その成果を報告すべきと思われるもの

特になし

3 今年度の主な事業の中で、報告すべきと思われるもの

特になし

4 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

特になし

5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

特になし

6 その他、特に報告すべきと思われるもの

(1) 係属中の訴訟について(令和6年4月1日現在)

事 件 名	係属裁判所	概 要
生活保護変更決定処分取消等請求控訴事件	大阪高裁	令和5年4月控訴 生活扶助基準の違法な引下げ及びこれに基づく生活保護変更決定処分により、原告らの健康で文化的な最低限度の生活を営む権利が侵害されたとして、国に対して損害賠償を請求するとともに、本市に対して当該処分の取消しを求めて訴えを提起した。1審で本市が勝訴した後、原告らが控訴した。
生活保護基準引下げ違憲処分取消等請求控訴事件	大阪高裁	令和5年4月控訴 生活扶助基準の違法な引下げ及びこれに基づく生活保護変更決定処分により、原告らの健康で文化的な最低限度の生活を営む権利が侵害されたとして、国に対して損害賠償を請求するとともに、本市に対して当該処分の取消しを求めて訴えを提起した。1審で本市が勝訴した後、原告らが控訴した。
損害賠償請求控訴事件	大阪高裁	令和6年2月控訴 原告が異動に伴い前任者から引継ぎを受けた担当業務について、違法行為の疑義があることを上司に指摘したにもかかわらず、その上司から当該違法行為の実行を命じられる等のパワーハラスメントを受け、精神的苦痛を被ったとして、損害賠償を求められたもの。 1審で22万円の賠償を認める一部認容判決がなされた後、原告及び本市がともに控訴した。

事 件 名	係属裁判所	概 要
懲戒処分等取消請求上告・上告受理申立て事件	最高裁	<p>令和4年7月上告・上告受理申立て</p> <p>原告に対し、飲酒後に車を運転し、物損事故を起こしたことを理由になされた懲戒免職処分と退職手当支給制限処分の取消しを求められたもの。1審、2審とも退職手当支給制限処分の取消しに係る部分で敗訴したことから、本市が上告及び上告受理申立てをした。</p>
差押債権取立金請求事件	大津地裁	<p>令和3年7月提訴</p> <p>固定資産税及び都市計画税を滞納している被告に対し、差し押さえた利益配当金支払請求権の取立権に基づき、利益配当金の支払を求めたもの</p>
擁壁再築費等請求事件	大津地裁	<p>令和4年4月提訴</p> <p>原告らの居住する建物の敷地の擁壁が二段擁壁となっており、当該擁壁の上段部分は違法な建築であるところ、これは住宅販売会社、建築士、滋賀県及び本市が敷地の造成及び建物の建築についてそれぞれが果たすべき注意義務を怠ったことが原因であることから、連帯して現状復旧に係る損害賠償及び安全性の欠く擁壁のある建物に居住し続けることの精神的苦痛に係る慰謝料の請求を求められたもの</p>
公金返還請求措置等請求事件	大津地裁	<p>令和4年10月提訴</p> <p>令和3年度の琵琶湖市民清掃により集められたごみの収集運搬に係る委託料の支出が違法であるとして、市長個人及び当時の環境部次長個人に対し、一般競争入札において行っている市民センターの一般廃棄物収集運搬処理業務の委託契約を基に算出したものとの差額について損害賠償を請求することを求められたもの</p>

事 件 名	係属裁判所	概 要
国家賠償請求事件	東京地裁	<p>令和5年10月提訴</p> <p>原告の所有に係る建物の固定資産税及び都市計画税の賦課決定処分に関し、当該処分の賦課期日の時点においては当該建物は未登記であり、原告は家屋補充課税台帳上の所有者でもないことから、原告に対してなされた当該処分は違法であるとして、損害賠償を求められたもの</p>

危機・防災対策課

1 課の事務概要

(1) 総合防災係

- ① 災害対策本部に関すること。
- ② 防災に係る総合的な企画及び調整に関すること。
- ③ 防災に係る関係機関等との連絡調整に関すること。
- ④ 防災研修及び防災意識啓発に関すること。
- ⑤ 防災訓練に係る企画及び調整に関すること。

(2) 危機管理計画係

- ① 危機管理基本計画等の各種計画に関すること。
- ② 防災協定に関すること。
- ③ 防災会議に関すること。
- ④ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に関すること。
- ⑤ 防災行政無線施設の管理に関すること。
- ⑥ 課及び個別避難計画作成推進室の一般庶務に関すること。

2 昨年度に実施された調査委託事業等で、その成果を報告すべきと思われるもの

特になし

3 今年度の主な事業の中で、報告すべきと思われるもの

(1) 防災対策の推進

① 令和6年度大津市総合防災訓練

大津市地域防災計画に基づき、各防災機関、関係団体、企業、地域住民及び児童生徒等の参加のもと、災害時において関係者が連携して迅速かつ的確に対応できる体制強化と市民の防災意識の高揚を図ることを目的に、総合的な防災訓練を実施する。

日 時 令和6年11月10日（日）午前8時30分から同12時00分まで（予定）

対象学区 小野学区

主会場 小野小学校

大津市総合防災訓練については、例年9月下旬頃に実施しているが、今年度は、国民スポーツ大会リハーサル大会との重複を避け上記日程で実施する。

また、開催場所については、大津市を6ブロック（志賀部、北部、西部、中部、南部、東部）に分け、市内で均等に開催できるよう調整し学区を選定しているなかで、今年度は平成24年以来となる志賀ブロックでの開催とし、過去の防災訓練等の実施状況等も踏まえ小野学区を選定した。

② シェイクアウト訓練の実施

市民一人ひとりが防災に関する正しい知識を身につけ、自ら「日常において、いかに備え、災害時に何をすべきか」について考える機会とし、防災意識の高揚と災害対応力の向上を図ることを目的に実施する。

日 時 令和6年9月2日（月）午前10時00分（予定）

場 所 大津市内の各ご家庭、職場、学校など

訓練実施時間に本市防災メールで地震発生情報を発信し、安全確保行動をとるよう促すもので、大津市内の自治会、自主防災会、学校、保育園・幼稚園、企業、各種団体、個人等の参加を予定している。

なお、例年9月1日の防災の日に実施しているが、今年度は、週休日であるため、翌9月2日に実施する。

(2) 地域の防災体制の強化

① 地区防災計画の策定促進

地区防災計画は、平成26年の災害対策基本法の改正において、地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、市町村内の一定の地区の居住者及び事業者（地区居住者等）による自発的な防災活動に関する計画として創設されたものであり、本市では、学区単位での計画の策定を働きかけている。

令和5年度は、新たに1学区が計画を策定され、令和5年度末で36学区のうち23学区が策定済み、その他の学区は現在策定中である。

令和6年度は、滋賀県の研修会への参加を各学区に促し、地域において計画策定を支援する人材を育成するとともに、市ホームページ内に開設した地域防災ポータルページにおいて、各学区の計画策定等の取組状況を共有することで早期の策定を促進していく。

② 防災士の養成

減災と地域防災力の向上のため、その知識と技術を兼ね備えた防災士を各自治会単位に組織される単位自主防災組織に1名配置するという目標を掲げ、平成24年度から防災士養成事業を実施している。（令和5年度末時点で827名を養成）

また、おおつかがやきプランⅣでは、女性防災士の養成の目標を掲げており、防災士の女性参画を推進している。（令和5年度末時点で125名を養成）

今後も、県が実施する防災士養成講座を活用し、未だ配置がない、あるいは、防災士の活動が困難となっている単位自主防災組織への防災士の配置及び女性防災士の養成を支援することで、地域防災力の向上に努めていく。

4 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

(1) 大津市地域防災計画の修正

災害対策基本法に基づき策定している大津市地域防災計画では、災害予防や災害応急対策、災害復旧等に関する事項を定めており、改正の内容によっては、市民の意見を反映する必要があるため、パブリックコメントの実施を想定している。

なお、指定避難所の追加等の軽微な改正となる場合は、パブリックコメントを実施していない。

5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

(1) 能登半島地震の支援に係る職員派遣で得た知見等の本市防災体制への反映

令和6年1月に発生した能登半島地震において、本市から避難所運営や住家被害認定調査など、様々な支援に係る職員派遣を行っており、また現在も継続して支援を要する状況である。

今後は、これらの派遣によって得た知見や経験等を、本市の受援や業務継続など防災体制の強化に活かしていく必要がある。

6 その他、特に報告すべきと思われるもの

特になし

個別避難計画作成推進室

1 室の事務概要

- (1) 災害対策基本法の規定による個別避難計画作成の統括に関すること。
- (2) 災害対策基本法の規定による個別避難計画情報の提供に関すること。

2 昨年度に実施された調査委託事業等で、その成果を報告すべきと思われるもの

特になし

3 今年度の主な事業の中で、報告すべきと思われるもの

(1) 個別避難計画の作成推進

令和3年5月の災害対策基本法改正で個別避難計画の作成が自治体の努力義務となったことから、令和4年4月に個別避難計画作成推進室を設置し、対象者への計画作成の同意確認や福祉専門職への研修を開催するなど、計画作成の開始に向けた準備を進め、令和4年度には35件、令和5年度には165件の個別避難計画を作成した。また、地域における独自の効果的な取組として、南郷グリーンボランティアグループの活動を市ホームページにおいて紹介した。

令和6年度は、新たに計画作成の対象となり同意を得られた方等の約100名について、可能な限り多くの方の計画を早期に作成していく。また、今年度新たに設定した出前講座「災害時に備えて個別避難計画を作成しよう」を活用するなど、計画作成への同意及び避難支援への理解や協力の促進を目的とし、本制度の内容について

広く市民への周知に努めていく。また、作成された計画について、地域への情報提供を進めていく。

4 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

特になし

5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

個別避難計画の作成について、令和8年度以降は優先作成対象者以外の避難行動要支援者名簿掲載者（約1万人）も計画作成の対象者となるが、その作成推進方法については、今後、国の方針や他都市の動向を注視し、検討する必要がある。

6 その他、特に報告すべきと思われるもの

特になし

人 事 課

1 課の事務概要

(1) 評価・育成グループ

- ① 組織・機構に関すること。
- ② 職員の職務権限に関すること。
- ③ 職員の人事評価に関すること。
- ④ 働き方改革に関すること。
- ⑤ 人材育成及びその構築に関すること。
- ⑥ 職員の昇任試験の実施及び昇任選考委員会に関すること。
- ⑦ 職員の研修に関すること。
- ⑧ 職場研修の指導及び助言に関すること。
- ⑨ 課の一般庶務に関すること。

(2) 人事グループ

- ① 職員の勤務時間その他勤務条件に関すること。
- ② 職員の定数に関すること。
- ③ 職員等の任免、服務、分限及び懲戒に関すること。
- ④ 職員の採用試験の実施及び職員選考委員会に関すること。
- ⑤ 職員の表彰に関すること。
- ⑥ 職員の勤務成績の評定に関すること。
- ⑦ 職員団体及び労働組合に関すること。

- ⑧ 特定事業主行動計画に関する事。
- ⑨ 職員の退職管理に関する事。
- ⑩ 公印の保管に関する事。

(3) 給与グループ

- ① 職員の給与に関する事。
- ② 特別職報酬等審議会に関する事。
- ③ 職員の退職手当に関する事。

(4) 会計年度任用職員グループ

- ① 会計年度任用職員の給与、勤務時間その他勤務条件に関する事。
- ② 社会保険に関する事。

2 昨年度に実施された調査委託事業で、その成果を報告すべきと思われるもの

特になし

3 今年度の主な事業の中で、報告すべきと思われるもの

(1) 組織の改編について

令和5年度から、国の「こども家庭庁」の創設に伴い、次元の異なる少子化対策の実現に向けて、「こども未来戦略」が策定され、妊娠・出産・育児・就学までの切れ目ない各種支援策が進められる。この流れを受け、各部局にまたがっているこども関連施策を効率的かつ効果的に実施するための機構改革を行い、国や県との緊密な連携の元に着実にこども関連施策を推進するための体制を整備する必要がある。

については、こども関連施策を所管する組織体制の整備に向け、総務部、福祉部、健康保険部、教育委員会において部局横断的に取り組む。

4 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

特になし

5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

(1) 人員の確保と定着のための制度構築について

土木職などの技術職や、保育士、保健師などの専門職の採用については、民間企業を含め自治体間での競争が激化しており、人員確保に苦慮している。特に、土木職については、採用計画数に満たない状況が続いており、十分な人員配置が出来ていなかったことから、令和5年度は、職務経験者の試験実施回数を増やし（7月と9月に2回実施）、採用までのスケジュールについても短縮を行うなど受験者の負担軽減を行った。今後も有能な人材を確保していくため、より効果的な採用方法の検討などを継続的に行いながら、積極的に採用活動に取り組んでいく。

また、職員の定着のために、職務経験者の初任給の引き上げや主任級あるいは係長級での採用の実施について調査

を進めていく。

(2) 幼保連携にかかる処遇統合に向けた取組について

令和6年度より初の市立幼保連携型認定こども園として、やまのこひろば（ひえい平保育園及び比叡平幼稚園）を比叡平こども園に移行したが、保育士と幼稚園教諭の処遇については、従前のままとされている。

今後、職種間の処遇統合と一括採用について、職員組合とも協議を行いながら、時期も含めて検討していく。

6 その他、特に報告すべきと思われるもの

(1) 定年引上げについて

少子高齢化に伴い、能力と意欲のある高齢期の職員を最大限活用するため、地方公務員法の改正により定年引上げの措置が講じられたことから、本市においても令和4年度に条例改正を行い、令和5年度より2年に1歳ずつ65歳まで定年を引き上げることとした。

60歳超職員の給料月額は、60歳到達時の7割水準とし、管理職の職員は、原則、60歳を役職定年年齢として、管理職以外の職に降任する「役職定年制」を導入した。

また、定年前に退職した職員を短時間勤務の職で採用する「定年前再任用短時間勤務制」や、本人の申請により1日のうち一部の時間を休業する「高齢者部分休業制度」など、多様な働き方を選択可能とした。

なお、令和6年4月1日付人事異動において、高齢期職員については、これまでの経験やノウハウを生かして、職員の育成やフォロー、チェック機能の強化などに取り組んでもらうことを想定した人員配置に努めたところであり、今後、より一層の高齢期職員、特に役職定年者が活躍できるよう、配属先や業務内容等を検討し、適正な人員配置に繋げていく。

職員支援室

1 室の事務概要

- ① 職員の衛生管理及び安全管理に関すること。
- ② 公務災害の認定及び補償に関すること。
- ③ 滋賀県市町村職員共済組合等共済に関すること。
- ④ 職員互助会に関すること。
- ⑤ 社会保険に関すること。
- ⑥ 職員の健康相談に関すること。
- ⑦ 職員の病気休暇及び病気による休職に係る復職に関すること。
- ⑧ 各種健康相談に関すること。
- ⑨ 職員の健康管理に係る研修に関すること。
- ⑩ その他職員の福利厚生及び健康管理に関すること。
- ⑪ その他職員の支援に関すること。

2 昨年度に実施された調査委託事業で、その成果を報告すべきと思われるもの

特になし

3 今年度の主な事業の中で、報告すべきと思われるもの

(1) 職員の健康管理について

昨年度に引き続き、「職員の健康管理に資する長時間勤務削減取組み」として、1月当たりの時間外勤務の上限時

間を60時間とし、所属長から時間外勤務命令範囲の緩和申請のあった職員に対する産業医による事前面談とともに、1月当たりの時間外勤務が80時間を超えた職員又は2～6月平均が80時間を超えた職員のほか、1月当たり80時間を超えなくとも面談希望する職員に対して産業医面談を実施するなど職員の健康保持に努めている。

また、ハラスメント対策については、ハラスメント防止に係る研修や内部相談員による相談窓口に加え、ハラスメント外部相談員（ハラスメント相談弁護士）を設置し、相談しやすい体制づくりと、ハラスメント事案の早期対応に努めるとともに、ハラスメントの撲滅及び風通しの良い職場風土の形成を目指している。

(2) 職員のカウンセリング及びストレスチェック業務について

職員の心の健康保持増進を目的として、昨年度から雇用している産業心理カウンセラーによるカウンセリングを実施しているほか、職員のストレスへの気づきや働きやすい職場づくりを目的として、労働安全衛生法に基づくストレスチェックを業務委託している。カウンセリングでは、健康診断の結果やストレスチェックの個人結果において必要と判断した者、人事異動に伴う希望者などを対象にカウンセリングをしており、ストレスチェックでは、集団分析結果を受けて、職場環境改善に関する研修等を実施し、職場や個人へのフォロー体制を整えている。

4 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

特になし

5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

(1) 職員の復職支援について

本市においては、「大津市職員の復職支援プログラム（平成20年3月策定）」に基づき、「心の健康問題への早期対応と復職支援の手引き」、「復職支援の手引き（管理監督者向け）」、「復職支援の手引き（職員向け）」を策定し、産

業医や職員支援室スタッフ、所属その他関係者が密に連携し、その運用と充実に努めている。今後も引き続き、同プログラム等に基づき、長期療養者のスムーズな復職支援に努めていく。

(2) 能登半島地震被災地派遣職員の健康管理について

派遣前には、各所属において所属長が職員の健康状態や家庭の状況などを聞き取るとともに、産業医が健康診断の結果や面談により確認した上で、派遣の可否を判断している。また、帰還後には、問診票によりストレスの状況を把握し、必要に応じて産業心理カウンセラーがカウンセリングを行っている。

6 その他、特に報告すべきと思われるもの

特になし

事務サポートセンター

1 室の事務概要

- ① 本市の機関における障害者雇用に関すること。
- ② 大津市障害者雇用促進本部に関すること。
- ③ 障害者の職場体験の受入れに関すること。

2 昨年度に実施された調査委託事業で、その成果を報告すべきと思われるもの

特になし

3 今年度の主な事業の中で、報告すべきと思われるもの

(1) 障害者の雇用促進と職員の意識改革について

障害者の雇用促進を図るため、市役所内の定型業務を集約して各所属の事務補助を担うことを目的に、令和4年10月に「事務サポートセンター」を設置し、障害のある会計年度任用職員7人を雇用して業務を担っており、今後更なる障害者の職域拡大に向けた取組や計画的な障害者の採用を進めていく。

また、障害者雇用に係る職場の受入体制を整備するため、支援機関等と連携して職場体験事業を引き続き実施するとともに、職員の障害者理解を深めるための職員研修の開催や、障害のある職員が仕事を続けていくうえで支障となる事柄などに関する相談を受け付けるなど、誰もが働きやすい職場環境づくりを推進する。

4 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

特になし

5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

(1) 障害者雇用の促進にかかる障害者の職域拡大に向けた取組について

障害者雇用促進法では、障害者の雇用の安定を図るため法定雇用率が定められているが、令和元年度から算定の基礎となる職員の対象範囲が変更されたことにより、本市職員の障害者雇用率は法定雇用率を大幅に下回ることになった。(令和5年6月1日時点(報告基準日)において、法定雇用率2.6%に対し1.95%。)

本市の障害者雇用の促進にあたっては、令和2年12月に「大津市障害者雇用促進本部」を設置して「障害者雇用の促進に向けた取組みの骨子」を作成し、全庁挙げて取組を進めているところであるが、今後、段階的に法定雇用率が引き上げられ、令和8年7月には3.0%となるなど、これまで以上に障害者を積極的に採用していく必要がある。

法定雇用率の達成に向けて、障害のある職員が障害の程度や特性に応じた業務に従事できるよう、各所属における業務の切り出しや職員の障害者に対する理解を深める取組を継続して実施することにより、更なる障害者の職域拡大及び職場環境の整備を進めていく。

6 その他、特に報告すべきと思われるもの

特になし

財 政 課

1 課の事務概要

- ① 予算の編成、配当及び執行管理に関すること。
- ② 一時借入金に関すること。
- ③ 地方交付税に関すること。
- ④ 起債に関すること。
- ⑤ 財政状況の調査、公表及び報告に関すること。
- ⑥ 指定金融機関等の指定に関すること。
- ⑦ 財政統計に関すること。
- ⑧ 公会計制度に関すること。

2 昨年度に実施された調査委託事業で、その成果を報告すべきと思われるもの

特になし

3 今年度の主な事業の中で、報告すべきと思われるもの

(1) 予算の編成

令和6年度当初予算は、大津市総合計画第2期実行計画の仕上げとして、これまでの4年間に推進してきた5つのリーディングプロジェクトの成果を市民の皆様にご実感していただくことを目的としつつ、介護保険料基準額の1割引下げや妊婦健康診査の無料化・産婦健康診査助成事業の創設、学校給食費の食材値上がり分の公費負担の継続など、影響の続く足元の物価高から市民の暮らしや事業活動を守るという新たな視点を加えて編成作業を実施した。

今年度は、当該予算の適正な執行に努めるとともに、今後の社会経済情勢や国県の動向を注視しつつ、機を逸することなく必要に応じて補正予算を編成していく。

また、令和7年度に予定している国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会や、継続する学校施設の長寿命化改良及びトイレ改修などの大規模な事業が見込まれることから、限られた財政資源を効果的・効率的に活用しながら、質の高い行政サービスを提供することを目的として、令和7年度の予算編成を行う。

(2) 新地方公会計制度に基づく財務書類の作成

地方公共団体の会計制度は、年度単位の現金主義・単式簿記の方式で、収入・支出や現金残高などの情報が比較的分かりやすい一方、資産や将来の債務残高、減価償却などの情報が網羅されていないなどの短所を持ち合わせているため、国は地方公共団体の会計制度による決算情報を補完する新地方公会計制度に基づく財務書類の作成及び活用を自治体に要請している。

本市においてもこれに基づく財務書類を作成しており、適切な時期に議会において報告を行う。

4 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

特になし

5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

(1) 市債の状況

令和5年度末の市債残高は、次のとおりである。

市債の新規発行にあたっては、実質公債費比率及び将来負担比率の推移を注視しつつ、その要否を慎重に判断し、予算全体に占める償還負担額の縮小を図るとともに、可能な限り償還に対する地方交付税措置のある良質な市債発行

にとどめながら、健全な運用に努めてきた。

令和6年度においては、計画に沿った小中学校の長寿命化改良やトイレ改修事業、中学校体育館空調設備設置事業の進捗などにより、一般会計の事業債残高は前年度に比べて増加する見込みである。これらに代表される公共施設マネジメントの推進に伴い、引き続き事業債残高に増嵩傾向が見られ、その償還負担が将来の財政運営に影響を及ぼすことから、事業の平準化や効率化などの適正な財政運営を推進していく中で、市債発行については今後も慎重に検討していく。

市債残高（令和5年度末見込み・2月補正後）単位：百万円

会 計 別		現 在 高
一般会計 臨時財政対策債含む (一般会計 臨時財政対策債除く)		125,527 (69,158)
特別会計	国民健康保険事業	—
	卸売市場事業	380
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	340
	病院事業債管理	6,001
	小計	6,721
企業会計	水道事業	15,695
	下水道事業	27,068
	ガス事業	—
	小計	42,763
合 計	175,011	

(2) 基金の状況

当初第1次補正後の令和6年度予算では、事業の円滑な進捗のため財源不足の対応として、公共施設整備基金 12億3千7百万円、財政調整基金約 27億1千万円の取崩しを予定している。今後も、大きく変化する社会情勢に対しては迅速かつ適切な対応が急務であり、しかも先行きに不透明感が続き、歳入構成も変動するなどの不安定な状況も踏まえ、必要となる財政出動に備えた適切かつ有効な活用に努めていく。

また、基金の運用については、庁内での協議組織において定めた運用方針に沿って、ペイオフ対策を最優先に、長期債等に係る債務額の範囲での預け入れや債券運用を行うことにしている。低金利政策が続く状況のもと、安全かつ適正な財産管理を最優先としながら、より効率的な運用手法の導入についても検討していく。

(一般会計) 令和6年度予算(当初第1次補正後)及び令和5年度2月補正予算後 単位:千円

区 分	4年度末 現在高	5年度 積立見込	5年度 取崩見込	5年度末 現在高見込	6年度末 現在高見込
財 政 調 整 基 金	9,719,526	782,668	0	10,502,194	7,797,084
減 債 基 金	565,325	12	0	565,337	565,349
公 共 施 設 等 整 備 基 金	7,243,727	1,023,031	154,000	8,112,758	6,876,483
福 祉 基 金	393,226	2,402	494	395,134	389,325
市 営 住 宅 建 設 整 備 基 金	893,257	0	0	893,257	893,257
退 職 手 当 基 金	1,188,951	24	0	1,188,975	1,188,999
土地開発基金(現金預金)	1,265,050	170,106	369,214	1,065,942	967,957
地 域 振 興 基 金	3,654,800	0	0	3,654,800	3,654,800
庁 舎 整 備 基 金	2,194,734	300,044	0	2,494,778	2,494,828
そ の 他	1,375,063	326,711	293,809	1,407,965	1,357,271
計	28,493,659	2,604,998	817,517	30,281,140	26,185,353

(3) 財政指標

令和4年度の財政指標は、下記表のとおり、経常収支比率が臨時財政対策債等の減や物件費、扶助費等の増加により、前年度に比べて2.6ポイント増加した。将来負担比率は昨年度と同様、算定されなかった。一方、今後の少子高齢化の進展等に伴う社会保障関連制度の安定した運営や、老朽化が見られる公共施設の適切な維持管理への対応、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催経費などを見据えると、財政指標の将来展望は厳しい見通しである。

また、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく「実質公債費比率」をはじめ「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「将来負担比率」、「公営企業の資金不足比率」の5つの指標については監査委員の審査に付したうえで、議会への報告、市民向けに公表を行っている。

今後も引き続き、指標の動向を注視しながら、財政の健全化に努めていく。

区分	早期健全化 基準	財政再生 基準	2年度	3年度	4年度	5年度
標準財政規模（百万円）			71,420	74,769	73,296	75,498
財政力指数			0.824	0.805	0.791	0.775
経常収支比率（％）			91.5	88.3	90.9	
実質赤字比率（％）	11.25	20.00	—	—	—	
連結実質赤字比率（％）	16.25	30.00	—	—	—	
実質公債費比率（％）	25.0	35.0	1.7	1.4	△0.5	
将来負担比率（％）	350.0		—	—	—	
資金不足比率（％）	20.0		—	—	—	

* 財政力指数、実質公債費比率及び将来負担比率は3カ年平均の数値である。

* 実質赤字額、連結実質赤字額、資金不足が発生していない場合及び実質公債費比率、将来負担比率が算定されない場合は、「—」と記載している。

(4) 中期財政フレーム

平成21年10月に、平成22年度から平成28年度までの7年間の計画期間とする「中期財政計画」を策定して以降、毎年度、計画を見直しながら、健全財政の堅持に取り組んできた。この計画は、他の計画との整合のもとで財政効果を生み出しながら、毎年度の収支不足の解消を図る上での財政運営の指針として定めてきたものであり、毎年、計画の見直しを行っていたが、収支の改善の姿（目標）を示すものではなかった。このため、平成26年度から毎年度、向こう5年間について改定（見直し）を行うことにより、中期的に見込まれる収支不足を解消するための目標を明確化した「中期財政フレーム」に改め、常に中期的な視点を持った財政の健全性を確保するための適切な歳入見込みと、それに見合う歳出を目標として定めるとともに、財政指標の継続的な適正化を目指して、単年度予算を編成している。

（目標）

経常収支比率	94%以下
実質公債費比率	10%以下
将来負担比率	50%以下
市債残高	700億円以下

〔上記の市債残高は、病院事業及び介護老人保健施設事業の地方独立行政法人移行等に伴う債務承継分（病院事業債）、堅田駅西口土地区画整理事業における公共施設（道路や公園等）整備に伴う事業債、臨時財政対策債を除いた市債残高。〕

(5) 予算編成における概算要求、概算査定の導入

中期財政フレームにかかる毎年度の見直しに伴い、各部局から向こう5年間の事業費見込みの提出を求め、これを概算要求として取り扱い、その後、財政課において事業内容に対するヒアリングと精査を加え、その結果を概算査定とするとともに、向こう5年間の目標額として中期財政フレームへ反映させている。

6 その他、特に報告すべきと思われるもの

特になし

行政改革推進課

1 課の事務概要

(1) 行政改革係

- ① 行政改革の推進に関すること。
- ② 行政評価制度に関すること。
- ③ 権限移譲に関すること。

(2) 公共施設マネジメント係

- ① 公共施設マネジメントの推進に関すること。
- ② 公共施設の整備等に係る官民連携の推進に関すること。

2 昨年度に実施された調査委託事業で、その成果を報告すべきと思われるもの

特になし

3 今年度の主な事業の中で、報告すべきと思われるもの

(1) 行政改革の推進について

- ① 大津市行政改革プラン 2021 の推進
大津市行政改革プラン 2021(令和3年度～令和6年度)は、総合計画で示す取り組むべき項目の実現に向けての下

支えとなる計画の一つとして行政改革を推進するための計画であり、本市の行政改革の方向性を示す「行政改革大綱」とこれを具体化した「改革実行プラン」で構成している。「行政改革大綱」の中で、目標に「社会状況の変化に対応した持続可能な都市経営」を、目指すべき方向性に「効果的・効率的な行政へ進化し続ける行財政改革」を掲げており、「効果的・効率的な行政への進化にチャレンジ」、「未来を見据える」、「市民に寄り添う」の3つを大切にしている考え方に基づいて行財政改革に取り組んでいる。

また、「改革実行プラン」では、年度ごとに決算を受けて年度別計画及び数値目標に掲げた効果（財政効果額、サービスの向上、事務の効率化等）に対する実績及び判断基準に基づく評価について取りまとめることとしており、今年度は令和5年度の取組の成果報告を行う。

② 「大津市行政改革プラン 2025（仮称）」の策定

大津市行政改革プラン 2021 を引き継ぐ計画として、総合計画第3期実行計画の取組期間と整合させ、令和7年度から令和10年度までの4年間を取組期間とする「大津市行政改革プラン 2025（仮称）」を策定する。

「行政改革大綱」は、市議会の議決事件であることから、大津市行政改革推進本部会議、大津市行政改革推進委員会及びパブリックコメント等を経て市議会へ上程し、改革実行プランと合わせて策定を進める。

策定の方向性の詳細については以下のとおり。

I 行政改革大綱

- a) 大津市行政改革プラン 2021 の内容の見直しを主とする。
- b) 国の動向、他市の行政改革大綱を参考に、最新のトレンド、キーワードを反映する。

II 改革実行プラン

- a) 大津市行政改革プラン 2021 の取組項目の継続及び充実を主とする。
- b) 新しい取組について、行政改革大綱に掲げた「大切にしている考え方」に基づき検討する。
- c) 総合計画や個別計画との整合を図る。

(2) 行政評価について

施策や事業の目的・目標を明確化し、実施により得られる成果を数値指標などを用いて客観的に評価することで、現状を認識して課題を発見するため、毎年度「行政評価」を実施している。

令和3年度以降、行政改革プラン2021の取組項目である「行政評価の利活用」に基づき評価の在り方や評価対象事業の精査、要件見直しを行っており、その結果、評価作業事務を効率化でき、より精度の高い評価作業を行うことができた。今年度も行政評価のより適正かつ合理的な実施評価の在り方や評価対象事業の精査・検討を行う。

(3) 公共施設マネジメントの推進について

大津市公共施設総合管理計画は、公共施設の総合的かつ計画的な管理を推進していく上で、基本となる考え方や維持管理の方向性を示す計画であり、具体的な公共施設マネジメントの取組を検討する上での拠り所となる「戦略」として位置付ける「マネジメント方針」を記載している。同計画は5年ごとに見直しすることとしており、令和9年度に予定している次期改訂に向け、大津市公共施設白書の更新、新地方公会計に基づく固定資産台帳の活用、施設に関する情報管理の在り方などを検討する必要がある、令和6年度から年次的に準備を進める。

4 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

大津市行政改革プラン2025（仮称）

5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

特になし

6 その他、特に報告すべきと思われるもの

特になし

管 財 課

1 課の事務概要

(1) 管理係

- ① 市庁舎(支所及び出先機関の庁舎を除く。)の施設の維持管理等に関すること。
- ② 大津市庁舎管理規則(昭和42年規則第4号)に基づく庁舎内における行為の許可等、庁舎内の各課に割り当てられた執務場所以外の場所への立入禁止等の措置、庁舎への集団立入りの制限、庁舎内の秩序維持等のための立入制限及び庁舎内における火気の使用等の届出の受理並びに庁舎内の各課に割り当てられた執務場所への立入禁止等の措置の総括に関すること。
- ③ 市有自動車に係る事故防止及び事故処理に関すること。
- ④ 職員に対する車両の安全運転の啓発及び推進に関すること。
- ⑤ 道路交通法(昭和35年法律第105号)の規定に基づく安全運転管理者及び副安全運転管理者との連絡調整に関すること。
- ⑥ 市有自動車の点検整備に関すること。
- ⑦ 市有物件災害共済に関すること。
- ⑧ 自動車損害賠償責任保険に関すること。
- ⑨ 庁内の案内に関すること。(総合案内窓口を除く)
- ⑩ 庁舎内の電話に関すること。
- ⑪ 市有自動車の管理及び配車に関すること。
- ⑫ 課及び庁舎整備室の一般庶務に関すること。

(2) 財産係

- ① 市有財産の総括及び調整に関すること。
- ② 未利用財産の利活用に関すること。
- ③ 普通財産の取得、貸付け、譲渡及び管理に関すること。
- ④ 行政財産の取得（他課の分掌事務に属するものを除く。）及び行政財産の取得に係る指導調整に関すること。
- ⑤ 不動産の借入れの総括に関すること。
- ⑥ 登記に関すること。
- ⑦ 市有地の境界明示に関すること。
- ⑧ 寄付採納の調整に関すること。
- ⑨ 財産台帳及び借地台帳の整備保管に関すること。
- ⑩ 基金の総括に関すること。
- ⑪ 不動産評価委員会に関すること。
- ⑫ 大津市土地開発基金に関すること。
- ⑬ 財産区等に関すること。
- ⑭ 財産区特別会計予算の編成及び執行に関すること。

2 昨年度に実施された調査委託事業等で、その成果を報告すべきと思われるもの

特になし

3 今年度の主な事業の中で、報告すべきと思われるもの

(1) 庁舎大規模改修工事等

本庁舎（本館：S42、別館：S46、新館：H元、第2別館：H5）については、老朽化等への対策として適正な維持管理と改修により施設・設備の長寿命化に努めているほか、環境や利用者に配慮した改修工事にも取り組んでおり、本館空調送風設備更新工事、庁舎高圧受電設備等更新工事等の経年劣化に対応する大規模改修を行う。

また、これまでの建築基準法の改正に伴い既存不適格となる部分が生じていることから、平成25年度より庁舎適正化改修工事を実施しており、今年度は、本館1階執務室窓等改修工事（令和5年度～令和6年度 債務負担行為事業）を実施する。

【庁舎大規模改修工事】

工事名・委託業務名	工事場所	予算額	備考
本館空調送風設備更新工事	本館2階	54,252千円	
庁舎高圧受電設備等更新工事	本館・新館・別館・第二別館	51,128千円	
本館屋上 配管保温材更新工事	本館屋上	15,994千円	
本館地階 制御弁式据置鉛蓄電池等更新	本館地階	26,833千円	

【庁舎適正化改修工事】

工事名・委託業務名	工事場所	予算額	備考
庁舎適正化改修工事（6期）	本館1階東棟	12,445千円	

4 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

特になし

5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

(1) 市有財産の有効活用について

平成29年8月に「大津市公有財産有効活用基本方針」を策定し、公有財産の適正な管理や有効活用を推進することにより、行政改革プランに掲げる目標を達成するなど一定の成果を上げてきた。

今後、少子高齢化等の加速による社会情勢の変化に伴う公共施設の再編により、未利用財産、取り分け建物等が定着した土地が多く発生すると考えられる。

これらのことに鑑み、「大津市公有財産有効活用基本方針」を一部改訂し、建物等が定着している土地の売却方法や売却価格の算出方法等について新たに明記し、当該財産の積極的な運用に努めている。

また、市ホームページにて未利用の公有財産一覧と地図情報をリンクさせ、市民や事業者の方に分かりやすい情報発信を行っている。

市有財産有効活用推進事業 処分実績一覧表

R6.3.31 現在

年度	件数 (件)	土地面積 (㎡)	建物延面積 (㎡)	金額 (円)	備考
平成16年度	10	1,012.78		74,043,265	行財政構造改革方針 H16～H18
平成17年度	9	2,987.28		106,192,885	
小計	19	4,000.06		180,236,150	

平成18年度	10	3,973.01		203,400,500	行政改革プラン H18～H21
平成19年度	13	2,629.84		82,820,839	
平成20年度	10	2,566.80	530.48	73,125,159	
平成21年度	2	584.24		65,180,160	
小計	35	9,753.89	530.48	424,526,658	
平成22年度	16	3,232.27	926.28	101,426,540	(前期) 集中改革プラン H22～H24
平成23年度	2	4,999.25		201,113,000	
平成24年度	7	9,803.58		132,258,320	
小計	25	18,035.10	926.28	434,797,860	
平成25年度	8	1,420.99		77,304,041	(後期) 集中改革プラン H25～H28
平成26年度	7	3,552.53		179,673,451	
平成27年度	7	3,621.36		103,512,576	
平成28年度	4	1,745.81	609.96	138,411,455	
小計	26	10,340.69	609.96	498,901,523	
平成29年度	6	1,254.87		61,650,436	行政改革プラン 2017 H29～R2
平成30年度	8	2,888.22		129,472,200	
令和元年度	6	5,324.98		231,230,458	
令和2年度	6	2,155.40	567.08	109,112,701	
小計	26	11,623.47	567.08	531,465,795	
令和3年度	1	180.33		6,669,999	行政改革プラン 2021 R3 70,000千円 R4 70,000千円
令和4年度	1	1,918.45		236,580,000	
令和5年度	1	658.45		25,855,000	

小計	3	2,757.23		269,104,999	R5 50,000 千円
合計	134	56,510.44	2,633.80	2,339,032,985	

(2) 土地開発基金について

大津市土地開発公社の解散に伴い、各種事業用地等の先行取得においては、大津市土地開発基金（以下「基金」という。）を活用しているところであり、その適正な運用を図るため、当該基金の活用においては先行取得計画の妥当性や活用されている事業の見通し、取得価格について、土地開発基金管理審査会に諮り適正な運用に努めている。

なお、各種事業用地を円滑かつ迅速に用地を取得するため、令和2年度から新たに基金に積み立てている。

（現金預金 1,271,476,376円 取得資産589,562,404円 R6.3.31現在）

6 その他、特に報告すべきと思われるもの

(1) 財産区について

財産区は、主として市町村の一部で財産又は公の施設の管理及び処分を認められた特殊な地方公共団体であって、本市には、現在8つの財産区があり、いずれも旧瀬田町の合併直前に設立されている。

① 財産区制度の沿革

明治22年に市制・町村制が施行される以前から存在している財産を引き継ぎ、市町村合併の促進のために、合併関係市町村間の協議により、統合して新市町村に帰属させることが適当でないと認められる特別な事情がある場合の措置として、財産区が設置されたものである。

② 財産区管理会の役割

地方自治法第296条の2の規定により「財産区に財産区管理会を置くことができる」となっていることから、本市も全財産区において、管理会を設置している。

また、財産区管理会は、大津市財産区管理条例に基づき7人の財産区管理委員で組織する審議機関であり、重要な事項については管理会の同意を要し、管理会の同意無しでは財産区の財産または公の施設の管理または処分はできない。

③ 財産区特別会計

会計については、地方自治法第294条第3項の規定において、「地方公共団体は、財産区の収入及び支出については会計を分別しなければならない」と定められており、本市においては、財産区特別会計を設け財務処理を行っている。

議会との関わりについては、特別会計の予算・決算についての議決を得ている。

(2) 各財産区の資産の状況について (R6. 3. 31 現在)

① 財産区の土地保有状況

(単位：㎡)

	ため池	墓地	山林	保安林	その他	計
1 橋本財産区	21,945.00	2,286.00	57.00		570.84	24,858.84
2 神領財産区	27,679.19		2,687.00	2,138.00	7,731.59	40,235.78
3 大江財産区	77,007.93	5,484.00	3,787.00	3,050.00	11,317.34	100,646.27
4 南大萱財産区	173,455.00	7,049.00	1,070.00	30,677.00	2,281.91	214,532.91
5 月輪財産区	95,567.00	2,866.00	4,651.00			103,084.00
6 平野財産区	73,398.00	3,592.00	109.00		181.00	77,280.00

7	牧財産区	6,163.00	2,161.00		7,871.00	450.62	16,645.62
8	桐生財産区	40,138.00	1,136.00	7,192.00	2,608.00	4,071.24	55,145.24
	合計	515,353.12	24,574.00	19,553.00	46,344.00	26,604.54	632,428.66
	割合	81.49%	3.89%	3.09%	7.33%	4.20%	100.00%

② 財産区基金の残高

(単位：円)

1	橋本財産区	99,004,000	5	月輪財産区	505,193,000
2	神領財産区	154,015,701	6	平野財産区	59,788,000
3	大江財産区	84,767,000	7	牧財産区	6,357,000
4	南大萱財産区	605,361,111	8	桐生財産区	5,351,000

庁舎整備室

1 室の事務概要

(1) 庁舎整備に関すること。

2 昨年度に実施された調査委託事業等で、その成果を報告すべきと思われるもの

(1) 庁舎整備検討に係る詳細な調査について

令和4年度に策定した庁舎整備基本構想で絞り込みを行った2つの候補地（皇子山総合運動公園、大津駅・県庁周辺）について、令和5年度に詳細な調査を行い、公園との一体性による交流の創出や新館との連携、防災拠点として周辺に空地が確保できることなどから、皇子山総合運動公園での整備を前提に、今後の方針を固めていくこととした。

3 今年度の主な事業の中で、報告すべきと思われるもの

(1) 庁舎整備基本計画策定に向けての取組について

庁舎整備基本計画策定に向けて、皇子山総合運動公園での庁舎整備を前提に、別所合同宿舎用地の取得に向けて国との協議を行うとともに、市民ワークショップの開催などを重ねながら、庁舎整備基本計画及びオフィス環境整備の検討を行う。

① 市民ワークショップについて

本年3月に無作為抽出による約3,000名の中から応募のあった28人で第1回目の市民ワークショップを行い、本年8月末までに計4回のワークショップを開催する予定である。

② 庁舎整備基本計画の検討について

皇子山総合運動公園での庁舎整備を前提に、公園と一体となった庁舎整備による交流の創出や、防災力の向上を軸に、今後の方針を固め、庁舎整備基本計画の策定に向けて施設計画、事業計画などの検討を行う。

③ オフィス環境整備について

庁舎整備を見据えたオフィス環境整備に係る調査及び整備方針の検討等並びに新庁舎執務スペース、書庫において管理する文書量を削減するための公文書管理制度及び運用の見直しに係る検討を行う。

4 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

特になし

5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

(1) 代替公園用地の確保について

皇子山総合運動公園の一部で庁舎整備を行うことから同等規模の代替公園を確保することとしているが、国の別所合同宿舎用地を代替公園とすることで、公園と一体となった庁舎整備による交流の創出や防災力の向上などの効果が見込めることから、別所合同宿舎用地の取得に向けて引き続き国との協議を行う必要がある。

6 その他、特に報告すべきと思われるもの

特になし

契約検査課

1 課の事務概要

(1) 契約係

- ① 建設工事等の入札及び契約に関すること。
- ② 建設工事等に係る業者の入札参加申請に関すること。
- ③ 建設工事契約審査委員会に関すること。
- ④ 入札監視委員会に関すること。
- ⑤ 公印の保管に関すること。
- ⑥ 課の一般庶務に関すること。

(2) 調達係

- ① 物品の購入等の入札及び契約に関すること。
- ② 物品の購入等に係る業者の入札参加申請に関すること。
- ③ 不用物品の処分に関すること。
- ④ 物品の規格統制に関すること。
- ⑤ 物品の需要計画及び調整に関すること。

(3) 工事検査係

- ① 工事検査の執行に関すること。
- ② 検査結果の統計に関すること。

2 昨年度に実施された調査委託事業等で、その成果を報告すべきと思われるもの

(1) 入札参加申請受付・審査業務委託

従来、関係課職員を動員し実施してきた入札参加申請受付・審査業務を、行政改革の民間提案型アウトソーシング事業として平成27年度より委託を開始しており、令和5年度は、物品、役務業種で88件の受付と審査を委託した。

(2) 滋賀県市町工事等入札参加資格申請受付・審査共同化（共同受付）

従来から自治体ごとに実施してきた建設工事及び工事に伴うコンサルタント・測量・設計等委託に対する入札参加資格申請受付・審査業務について、市町での受付・審査における業務負担の軽減を図るため、滋賀県市町工事等入札参加資格申請受付システムによって令和4年4月から共同受付の運用を開始しており、令和5年度では工事、測量・設計コンサル業種で487件の受付と審査を行った。

3 今年度の主な事業の中で、報告すべきと思われるもの

(1) 建設工事等の設計労務単価の引き上げについて

国の公共工事設計労務単価、設計業務委託等技術者単価が全国全職種平均で5.9パーセント引き上げられたことに伴い、旧単価で設計された案件に対し契約時期に応じて、特例措置又はインフレスライド条項を適用し、公共工事の担い手確保・育成に取り組んでいる。

4 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

特になし

5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

(1) 複数年契約の業務委託における労務費や資材費等高騰への対応について

急激な物価上昇に対する構造的な賃上げの実現のため、国から令和5年11月に「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」が示され、労務費や資材費等の高騰に対する対応への検討が必要となっている。長期継続契約の委託業務については、業務ごとに労務費や資材費のコストに占める割合が異なることから、それらの現状や国の指針等を踏まえた上で、関係所属と連携を図りながら対応策について検討していく。

(2) 小額工事（委託）に関する不適切な事務処理の改善について

令和4年度に行われた定期監査等の結果報告において、小額工事での検査方法及び見積書の内容に不適切な事案があったとの指摘を受け、令和5年度に入札・契約に関するルール等のほか、工事内容の判断・検査・見積書の見方等に関する一体的な研修会を建築課と合同で実施した。今年度も引き続き、特に事務系職員のスキルアップを図ることにより、入札や契約に関する事務処理ミスの防止に継続的に取り組む。

6 その他、特に報告すべきと思われるもの

昨年度の建設工事等契約実績、物品契約実績及び工事検査実績については、次の表のとおりである。

(1) 昨年度建設工事等契約実績

(単位：件、円)

区 分	件 数	金 額	市内業者		市外業者	
			件 数	金 額	件 数	金 額
一 般 競 争 入 札	48	5,057,340,200	8	77,899,800	40	4,979,440,400
指 名 競 争 入 札 (うち受注希望型)	178 (155)	3,620,832,160 (3,528,208,860)	167 (155)	3,595,197,760 (3,528,208,860)	11 (0)	25,634,400 (0)

随 意 契 約	26	296,088,100	12	92,031,500	14	204,056,600
小 額 随 意 契 約	1,397	1,165,279,399	1,367	1,143,577,829	30	21,701,570
計	1,649	10,139,539,859	1,554	4,908,706,889	95	5,230,832,970

(2) 昨年度物品契約実績

(単位：件、円)

区 分	件 数	金 額	市内業者		市外業者	
			件 数	金 額	件 数	金 額
一 般 競 争 入 札	45	93,866,520	32	24,458,720	13	69,407,800
指 名 競 争 入 札	174	398,612,859	113	146,090,999	61	252,521,860
見 積 も り 合 せ	5,019	218,840,565	4,326	179,602,323	693	39,238,242
随 意 契 約	4,619	81,239,866	4,418	62,506,415	201	18,733,451
計	9,857	792,559,810	8,889	412,658,457	968	379,901,353

(3) 昨年度工事検査実績 (単位：件)

区 分	件 数
完 工 検 査	184
出 来 形 検 査	1
中 間 検 査	17
計	202

市民税課

1 課の事務概要

(1) 税制グループ

- ① 税制の総括及び調査研究に関すること。
- ② 固定資産評価審査委員会との連絡調整に関すること。
- ③ 関係行政機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- ④ 市税の諸証明及び窓口事務の総括に関すること。
- ⑤ 軽自動車税、市たばこ税、鉱産税及び入湯税の賦課及び調定に関すること。
- ⑥ 原動機付自転車標識の交付に関すること。
- ⑦ 公印の保管に関すること。
- ⑧ 課の一般庶務に関すること。

(2) 市民税第1グループ

- ① 個人市民税の賦課及び調定に関すること。
- ② 所得税との調整に関すること。
- ③ 農業所得に関すること。
- ④ 租税教育の推進に関すること。

(3) 市民税第2グループ

- ① 個人市民税の賦課及び調定に関すること。
- ② 個人市民税に係る各種統計報告に関すること。

- ③ 農業所得に関すること。
- ④ 租税教育の推進に関すること。

(4) 市民税第3グループ

- ① 個人市民税の賦課及び調定に関すること。

(5) 法人・事業所税グループ

- ① 法人市民税の賦課及び調定に関すること。
- ② 事業所税の賦課及び調定に関すること。

2 昨年度に実施された調査委託事業で、その成果を報告すべきと思われるもの

特になし

3 今年度の主な事業の中で、報告すべきと思われるもの

(1) 税制改正への対応

市税収入のうち、当課が所管する令和5年度の個人市民税では納税義務者数は約17万人、法人市民税では約9千社、また軽自動車税では約10万4千台を数えており、税収は諸税を含めると約284億円となり、市の歳入全体のおよそ5分の1を占めている。

また、昨年度の国の税制改正に基づき、個人市民税で「令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除の特例の措置」、「定額減税に係る規定の整備」の条例改正を行ったところである。

今後も税制改正に迅速かつ適切に対応し、税システムの改修や改正事項の周知啓発に努めていく。

(2) 森林環境税の賦課・徴収への対応

令和6年度より個人市民税・県民税に併せて賦課・徴収が開始される森林環境税（国税：年額/1,000円）について、システム改修や納税通知書の修正に適切に対応していく。

(3) 個人市民税・県民税特別徴収税額通知（納税義務者用）の電子化への対応

令和6年度より個人市民税・県民税特別徴収税額通知（納税義務者用）の電子化が開始されることに伴い、その運用について適切に対応していく。

(4) 定額減税への対応

令和6年度分の個人市民税・県民税の所得割額から、納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき1万円の減税を実施することに伴い、システム改修や納税通知書の修正に適切に対応していく。

4 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

特になし

5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

(1) リスク管理の徹底

課税誤り、通知の誤送付等の防止のため事務処理体制の見直し及びチェック体制の強化並びに職員研修の充実に努め、申告受付を始め課税業務に万全を期す。

(2) 税基幹システムの標準化について

現在、国において、住民情報、税、国保等住民サービスに係る広範な電算システムについて、各システム構築事業者間の仕様のばらつきの解消等を目的とし、仕様を標準化したシステムを構築しているところである。

国は「税務システム標準仕様書【第3.0版】」を策定、公表しており、自治体は令和7年度末までに標準仕様に適合した税務システムへ移行することとなっている。

当課では、税3課連携のもと、情報政策課など関係所属とも連携し、引き続き情報収集に努めつつ、スケジュール設定や改修方法の確認、内容の精査などを行っていく。

6 その他、特に報告すべきと思われるもの

(1) 市税収入見込について

社会情勢の変動により大きな影響を受ける法人市民税を中心に、税制改正の影響、景気動向調査等も見極めながら市税収入の把握に努める。

資産税課

1 課の事務概要

(1) 資産税係

- ① 償却資産の評価及び償却資産に係る固定資産税の賦課に関すること。
- ② 償却資産概要調書等報告書に関すること。
- ③ 償却資産評価調書に関すること。
- ④ 償却資産課税台帳に関すること。
- ⑤ 特別土地保有税の賦課に関すること。
- ⑥ 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税の調定に関すること。
- ⑦ 納税通知書、納付書及び課税明細書に関すること。
- ⑧ 土地課税台帳、土地補充課税台帳、家屋課税台帳及び家屋補充課税台帳に関すること。
- ⑨ 登記所からの通知及びこれに基づく土地課税台帳又は家屋課税台帳への記載に関すること。
- ⑩ 現所有者及び納税管理人、相続人代表者に関すること。
- ⑪ 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税の賦課に係る調整に関すること。
- ⑫ 課の一般庶務に関すること。

(2) 土地係

- ① 土地の評価に関すること。
- ② 土地に係る固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること。
- ③ 土地概要調書等報告書に関すること。
- ④ 土地総評価見込額等の調べに関すること。

- ⑤ 土地評価調書に関すること。
- ⑥ 土地評価資料の整備及び保管に関すること。
- ⑦ 地籍図及び家屋見取図に基づく調査及び処理に関すること。
- ⑧ 国有提供施設等所在市町村助成交付金及び国有資産等所在市町村交付金に関すること。
- ⑨ 国有資産等所在市町村交付金算定標準額に係る固定資産価格の証明に関すること。

(3) 家屋係

- ① 家屋の評価に関すること。
- ② 家屋に係る固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること。
- ③ 家屋概要調書等報告書に関すること。
- ④ 家屋評価調書に関すること。
- ⑤ 家屋評価資料の整備及び保管に関すること。
- ⑥ 地籍図及び家屋見取図に基づく調査及び処理に関すること。

2 昨年度に実施された調査委託事業等で、その成果を報告すべきと思われるもの

特になし

3 今年度の主な事業の中で、報告すべきと思われるもの

(1) 令和9年度の固定資産評価替えについて

固定資産評価替えは、3年ごとに固定資産（土地・家屋）の評価額を見直し、資産価格の変動に対応し評価額を適正かつ均衡のとれた価格に見直すために行うものである。今年度は、令和9年度の固定資産評価替えに関する事務を行う初年度に当たるため、適正課税に向けて適切に事務を推進していく。また、評価替えを反映した令和6年度の課

税内容について、丁寧な説明に努めていく。

- ① 土地…市内を商業地区、住宅地区、工場地区等の利用用途別に区分したうえで土地の状況が類似したエリアごとに区分する業務を進めていく。
- ② 家屋…比準評価の精度の向上やタブレットの活用など評価作業の効率化を図っていく。

(参考) 令和6年度当初調定額(令和6年5月1日現在)

- ① 令和6年度固定資産税
土 地 67億6,862万円(約35万筆)
家 屋 100億1,105万円(約15万2千棟)
償却資産 33億8,796万円(約7千件)
合 計 201億6,763万円
- ② 令和6年度都市計画税
土 地 18億7,057万円
家 屋 20億7,619万円
合 計 39億4,676万円
- ③ ①+②= 241億1,439万円

(2) 税制改正への対応について

令和6年度税制改正において、固定資産税(一部都市計画税)に係る課税標準の特例措置のうち、地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)に係る特例割合が整備された。新設された一体型滞在快適性等向上施設に係るものについて特例割合を定めるほか、太陽光発電設備に係る対象設備の変更やバイオマス発電設備に係る区分を新設するなど一定の見直しが行なわれたうえで、適用期限が延長された再生可能エネルギー発電設備に係るものについて、ゼロカーボンシティの実現に寄与するものであることから、今回の延長を契機として、従前参酌基準としていた特例割合を、法で定めるもののうち、税額が最も低くなる割合とするなどの改正を行った。

また、令和5年度末で適用期限を迎える新築住宅等家屋の固定資産税に係る税額の減額措置について、適用期限を

2年間延長した。

(3) 土地に係る負担調整措置等の継続について

土地の固定資産税・都市計画税については、評価替えによる評価額の急激な上昇があった場合にも、税負担の上昇が緩やかになるよう課税標準額を徐々に引き上げる等の負担調整措置や据置年度であっても簡易な方法で評価額の下落修正ができる特例措置等が講じられてきたが、令和6年度から令和8年度においても、これらの措置が継続される。

4 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

特になし

5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

(1) 税基幹システムの標準化について

現在、国において、住民情報、税、国保等住民サービスに係る広範な電算システムについて、各システム構築事業者間の仕様のばらつきの解消等を目的とし、仕様を標準化したシステムを構築しているところである。

国は「税務システム標準仕様書【第3.0版】」を策定、公表しており、自治体は令和7年度末までに標準仕様に適合した税務システムへ移行することとなっている。

当課では、税3課連携のもと、情報政策課など関係所属とも連携し、引き続き情報収集に努めつつ、スケジュール設定や改修方法の確認、内容の精査などを行っていく。

(2) 令和6年能登半島地震による被災地への家屋被害認定調査に係る職員派遣について

令和6年能登半島地震の発生に伴って被害を受けた家屋に係る罹災証明書の発行が必要となるが、被害が甚大な地域では、証明書発行のための住家被害認定調査業務（2次調査）を行う人材が不足する状況にあり、県を通じて当該業務に従事する職員の派遣要請があったことから、職員を派遣して対応しており、現在4月から5月にかけて、計3名の職員を派遣している（4月1名、5月2名、期間は1週間）。

6 その他、特に報告すべきと思われるもの

特になし

収 納 課

1 課の事務概要

(1) 管理グループ

- ① 市税収納の総括管理に関すること。
- ② 税収納システムに関すること。
- ③ 市税の納付又は納入に係る受託証券の管理に関すること。
- ④ 滞納処分票の管理に関すること。
- ⑤ 市税の督促、催告及び滞納処分に関すること。
- ⑥ 市税の差押調書謄本等の公示送達に関すること。
- ⑦ 市の債権の管理に係る研修に関すること。
- ⑧ 公印の保管に関すること。
- ⑨ 課の一般庶務に関すること。

(2) 収納推進グループ

- ① 市税その他徴収金の収納及び徴収に関すること。
- ② 市税の納付書の発行に関すること。
- ③ 過誤納金の還付等に関すること。
- ④ 市税の口座振替に関すること。
- ⑤ 県民税の払込手続に関すること。

(3) 企画調査グループ

- ① 市税その他徴収金の滞納処分のための調査に関する事。
- ② 滞納処分の執行を停止した徴収金に係る調査に関する事。
- ③ 滞納処分に係る訴訟等に関する事。
- ④ 市の債権の管理に係る指導・助言、企画立案及び調査研究に関する事。
- ⑤ 債権管理連絡会議に関する事。
- ⑥ 国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料及び保育所保育料の徴収業務のうち、主に高額かつ徴収困難な滞納案件に関する事。

(4) 滞納整理グループ

- ① 市税の繰上げ徴収に関する事。
- ② 交付要求に関する事。
- ③ 市税の督促、催告及び滞納処分に関する事。

(5) 債権管理グループ

- ① 市税の督促、催告及び滞納処分に関する事。
- ② 差押財産の換価に関する事。
- ③ 市税の徴収猶予及び換価の猶予に関する事。
- ④ 市税の滞納処分の停止及び不納欠損処分に関する事。

2 昨年度に実施された調査委託事業等で、その成果を報告すべきと思われるもの

グループ制の採用による滞納整理業務の効率化とDX化の推進により、対前年（令和4年度）比で、預貯金等照会システムを用いた照会結果について、データ分析を行い、その成果を活用した預金差押で、51,219千円、電話自動催告システムによる納付催告で、18,368千円、現地訪問調査委託で、2,686千円、合計で72,273千円の未納の徴収金の納付につなげることができた。

3 今年度の主な事業の中で、報告すべきと思われるもの

(1) 収納対策について

市税の未納の徴収金の累積化を防止する観点から、滞納処分の早期着手を実施している。資力の低下により、一時での納付が困難な納税者から納付相談を受けた場合は、納税者の置かれた状況に十分に配慮し、徴収の猶予制度の適用や滞納処分の停止も含め、適切な対応を行っている。

令和5年度からは、更なる収納率の向上を目指すため、グループ制を採用し、業務の分業化と専門化を行い、3か年計画で下記の事業に取り組んでいる。今年度は、計画2年目にあたり、昨年度の事業の実績について検証を行い、効果的な徴収体制の強化とともに、収納率の向上を図る。

- ① グループ制採用による業務の分業化及び専門化
- ② 効果的な調査対象者の選別と迅速な調査・滞納処分の実施
- ③ 電話自動催告システムと現地訪問調査委託業務の併用＝自発的納税行動の誘引、滞納金額の累積化の抑止
- ④ BIツールを活用した滞納整理データの可視化、分析業務などDX化の推進
＝データの可視化により、滞納整理の難易度を類型化するなど、効率的・効果的な業務の推進
- ⑤ 預貯金取引照会システムの効率的な活用＝財産調査の迅速化

このほか、滋賀県との間で令和5年度から「滋賀県職員の市町職員併任による共同徴収派遣に関する協定」を締結し、徴収業務の技術的、専門的な助言のための滋賀県職員の派遣を受け、組織間連携を深め、徴収体制の強化に努めている。

(2) 移管債権の管理・回収について

強制徴収公債権である国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育所保育料の高額・困難案件の移管を受け回収業務を実施しており、令和5年度は47件の移管を受け、9,551千円を回収するなど、一定の成果を得た。今後も関係各課との連携を強化し、市税以外の強制徴収公債権の収納率の向上を図っていく。

(3) 納付機会の拡大について

令和元年度から導入のスマートフォン決済の利用が増えていることから、地方税統一QRコードの運用並びに地方税お支払いサイトを利用した納付を開始し、より多くの収納機会を提供することで、納税者の利便性の向上とキャッシュレス化の推進を図る。

4 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

特になし

5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

(1) 市税債権の確保について

資源価格をはじめ諸物価の高騰の影響により、市税の納付の困難な納税者も少なくないことから、状況を注視しながら、未納の徴収金の徴収に努める一方、徴収の猶予制度の適用など、債権管理の適正化に努める。

また、市税の納付に応じない対応困難案件や高額滞納案件については、内容に応じて弁護士に委託し、訴訟手続きも踏まえ徴収の強化を図っている。

現在、民事執行手続きによる取立て訴訟について、令和3年7月26日に訴えの提起を行い、差押えた債権の取り立てに向け係争中である。なお、この訴訟については、令和3年6月通常会議（議案第96号：訴えの提起について）にて報告済みである。

(2) 税基幹システムの標準化について

現在、国において、住民情報、税、国保等住民サービスに係る広範な電算システムについて、各システム構築事業者間の仕様のばらつきの解消等を目的とし、仕様を標準化したシステムを構築しているところである。

国は「税務システム標準仕様書【第3.0版】」を策定、公表しており、自治体は令和7年度末までに標準仕様に適合した税務システムへ移行することとなっている。

当課では、税3課連携のもと、情報政策課など関係所属とも連携し、引き続き情報収集に努めつつ、スケジュール設定や改修方法の確認、内容の精査などを行っていく。

6 その他、特に報告すべきと思われるもの

特になし

行政管理室

1 室の事務概要

- ① 職員の公正な職務の執行の確保に関すること。
- ② 適正な事務処理の推進に関すること。
- ③ 行政事務調査に関すること。
- ④ 不当要求行為等対策に関すること。
- ⑤ 公益通報者保護制度に関すること。
- ⑥ 行政運営上の事務改善のための調査、研究及び指導に関すること。
- ⑦ 職員提案制度に関すること。
- ⑧ 監査の結果に係る措置の総括に関すること。
- ⑨ 行政手続法及び大津市行政手続条例の施行に係る総括に関すること。
- ⑩ 市長に対する行政不服審査法に基づく不服申立て（大津市情報公開条例に基づく公文書の公開の請求に対する決定及び個人情報の保護に関する法律に基づく保有個人情報の開示、訂正又は利用停止の請求に対する決定に係るものを除く。）の総括に関すること。
- ⑪ 包括外部監査に関すること。
- ⑫ 室の一般庶務に関すること。

2 昨年度に実施された調査委託事業で、その成果を報告すべきと思われるもの

特になし

3 今年度の主な事業の中で、報告すべきと思われるもの

(1) 職員等の公正な職務の執行の確保に関すること

職員等の公正な職務の執行の確保を図ることにより、市民全体の公益を保護し、市民の市政に対する信頼を確保するため、大津市コンプライアンス推進指針に基づく次に掲げる取組を引き続き実施する。

ア コンプライアンス推進月間の設定と取組

イ コンプライアンス研修の実施

ウ 要望等の適正な記録と報告

エ 公益目的通報制度の適正な運用

(2) 適正な事務処理の推進に関すること

事務処理ミスが多発していることを受け、不要な業務プロセスやチェック体制の見直しなど、従来の考え方にとられない柔軟な発想で事務処理ミス対策に全庁を挙げて取り組んでおり、引き続き取組を進めるとともに、わかりやすい情報発信に努める。

4 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

特になし

5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

(1) 内部統制制度の在り方の検討について

過去に発生した不祥事などの事案の再発防止を図る観点から、平成26年3月に「大津市内部統制の構築に関する

指針」を策定し、独自の取組を進めてきたが、依然として事務処理ミスが頻繁に発生している状況である。

さらに、指針の策定から10年が経過し、その間に内部統制を取り巻く状況も変化していることから、今後の内部統制制度の在り方について検討していく。

6 その他、特に報告すべきと思われるもの

特になし

定額減税調整給付金室

1 室の事務概要

定額減税調整給付金の支給に関すること。

2 昨年度に実施された調査委託事業で、その成果を報告すべきと思われるもの

特になし

3 今年度の主な事業の中で、報告すべきと思われるもの

(1) 定額減税調整給付金の支給について

令和5年11月2日に閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づく、給付金・定額減税一体措置による支援の実施において、低所得世帯支援枠と定額減税の間にある定額減税の恩恵を十分に受けられないと見込まれる市民に対して、重点支援地方交付金による補足給付として定額減税調整給付金を支給する方針が示されたことから、定額減税額が4万円に満たない市民に対して定額減税調整給付金を支給する。

① 支給対象者数	約62,000人
② 事務処理基準日	令和6年6月3日
③ 給付予定日	令和6年8月下旬から順次給付(予定)
④ 給付金額	約26億円

4 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

特になし

5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

給付金の支給にあたっては、相当数の問い合わせや膨大な申請等の処理が想定されるため、迅速かつ的確に対応できる組織体制の整備が求められる。

このことから、来庁者向けの専用窓口、コールセンター及び事務センターを外部委託により設置するとともに、これらを適正に運営し市民に混乱が生じないよう、効率的かつ円滑に事務を行う必要がある。

6 その他、特に報告すべきと思われるもの

特になし

出 納 室

1 室の事務概要

(1) 出 納 グループ

- ① 現金、有価証券の出納保管に関すること。
- ② 決算に関すること。
- ③ 支払に関すること。
- ④ 戻入命令書等の受付に関すること。
- ⑤ 指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関に関すること（指定を除く）。
- ⑥ 現金の記録管理に関すること。
- ⑦ 出納事務の電算処理に関すること。
- ⑧ 一般会計、特別会計及び歳入歳出外現金（基金含む）の記帳に関すること。
- ⑨ 収入会計事務の指導に関すること。
- ⑩ 公金管理運用会議に関すること。

(2) 審 査 グループ

- ① 支出命令書及び振替命令書等の審査に関すること。
- ② 資金前渡及び概算払に係る精算書の審査並びに前金払に係る債務の履行の結果報告の受理に関すること。
- ③ 支出負担行為の確認に関すること。
- ④ 支出会計事務の指導に関すること。
- ⑤ 室の庶務に関すること。

2 昨年度に実施された調査委託事業等で、その成果を報告すべきと思われるもの

特になし

3 今年度の主な事業の中で、報告すべきと思われるもの

令和3年12月から電子請求システムの実証実験を開始しており、令和6年度もその効果と実現性を引き続き検証していく。

収納事務においては、市税、国保料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、市営住宅家賃、駐車場使用料が納付方法として電子決済を導入している。令和6年度については、既存の電子決済方法に加えて、イオンペイを導入する予定であり、引き続き市民の利便性を高めるため、関係部署と連携して取り組んでいく。

4 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

特になし

5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

特になし

6 その他、特に報告すべきと思われるもの

特になし

監査委員事務局

1 事務局の事務概要

監査委員事務局は、監査委員（識見4人）が行う各種の監査、検査及び審査が適正かつ円滑に執行されるよう、その業務を補助する機関として設置されている。

なお、地方自治法の規定に基づき策定した監査基準に従い、監査制度の充実強化を図っていく。

主な事務事業は、次のとおりである。

- ① 監査、出納検査及び審査等の年間執行計画の立案及び調整に関すること。
- ② 定期監査、行政監査、随時監査（工事監査等）、財政的援助団体等の監査の調査、報告書の作成及び公表手続き等に関すること。
- ③ 例月現金出納検査の調査及び報告書の作成等に関すること。
- ④ 決算審査、財政指標の審査及び基金運用状況審査の調査等に関すること。
- ⑤ 住民監査請求に基づく監査の調査、報告書の作成及び公表手続き等に関すること。
- ⑥ 外部監査人の監査への協力、包括外部監査契約に基づく監査の結果に関する報告の公表及び意見の決定に係る調査、個別外部監査契約に基づく監査によることについての意見の決定等に係る調査等に関すること。
- ⑦ その他の監査に関すること。

2 昨年度に実施された調査委託事業で、その成果を報告するべきと思われるもの

特になし

3 今年度の主な事業の中で、報告すべきと思われるもの

特になし

4 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

特になし

5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

特になし

6 その他、特に報告すべきと思われるもの

令和5年度住民監査請求件数 2件

請求年月日・請求人	請求内容	監査結果
令和5年11月17日 住民 2名	大津市介護予防活動支援事業補助金について「補助対象経費」に該当しない経費が含まれていることを認識しながら、違法な支出を行ったとして、補助事業者に対して違法に支払われた補助金を返還させ、併せて適正な行政運営のための措置を求める請求	一部勧告 一部却下

令和6年3月27日	大津市地区環境整備事業補助金について「補助金の適正化基本方針」を遵守せず補助金を支出し、大津市に損害を与えたことに対し、大津市長、環境部長、環境施設（施設整備）課長に損害賠償を求める請求	審議中
-----------	---	-----

選挙管理委員会事務局

1 事務局の事務概要

(1) 庶務係

- ① 委員との連絡及び委員会の議事に関すること。
- ② 規程の制定及び改廃に関すること。
- ③ 規程の公表並びに告示及び公告に関すること。
- ④ 公印の管理に関すること。
- ⑤ 政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に関すること。
- ⑥ 予算の経理及び物品保管に関すること。
- ⑦ 文書の收受、発送、整理及び保存に関すること。
- ⑧ 選挙に関し必要と認める事項の啓発宣伝に関すること。
- ⑨ 明るい選挙推進協議会との連絡に関すること。
- ⑩ その他庶務に関すること。

(2) 選挙係

- ① 選挙人名簿の管理及び調製に関すること。
- ② 選挙資格の調査に関すること。
- ③ 選挙執行事務の管理及び指導に関すること。
- ④ 直接請求に関すること。
- ⑤ 選挙関係の諸証明に関すること。
- ⑥ 不在者投票及び在外投票に関すること。

- ⑦ 国民投票に関すること。
- ⑧ 裁判員候補者予定者の選定及び裁判員候補者予定者名簿の調製に関すること。
- ⑨ 検察審査員候補者予定者の選定及び検察審査員候補者予定者名簿の調製に関すること。
- ⑩ 投票区、開票区及び選挙区に関すること。
- ⑪ 選挙に関する訴願、訴訟及び異議の申し出に関すること。
- ⑫ 選挙関係法令等の調査研究に関すること。
- ⑬ その他選挙に関すること。

2 昨年度に実施された調査委託事業等で、その成果を報告すべきものと思われるもの

特になし

3 今年度の主な事業の中で、報告すべきと思われるもの

特になし

4 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

特になし

5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

(1) 選挙資機材の保管場所について

投票記載台や投票箱などの投票用機材は、平成28年度末まで競輪場倉庫に保管していたが競輪場が廃止されたため、現在主に小中学校の空き教室に分散保管することとなった。分散保管のため運搬経費が増大し、適正管理が困難となるため、選挙資機材を一括管理することで、管理の適正化や選挙執行経費が削減できるよう、使用していない公共施設等を利活用できるよう情報収集を進める。

(2) 投開票事務者等の確保について

投票事務について、選挙執行時の投票管理者、同職務代理者の選任を事務局が行い、事務従事者の選任は各職務代理者に行っているが、各投票所とも投票事務従事者の選任に苦慮しており、特に投票事務の中核を担う職務代理者の後任がなかなか見つからない状況にある。適正な選挙の管理執行のため、引き続き人材の確保に努める。また、開票業務は正確性を担保しながら、より効率的に行い、動員する職員の負担が軽減できるよう取り組んでいく。

6 その他、特に報告すべきと思われるもの

令和6年3月1日現在		選挙人名簿登録者数
総数	284,	971人
男性	135,	561人
女性	149,	410人